

意見書

山形県農地中間管理機構（公益財団法人やまがた農業支援センター）が実施した令和2年度農地中間管理事業について、農地中間管理事業の推進に関する法律第9条第4項の規定に基づく意見は、下記のとおりである。

記

○ 農地中間管理事業利用に係る作成書類の簡素化について

農地中間管理機構の業務受託先である市町村（農業委員会）等の書類作成の負担が大きい。契約事務のため正確を期す必要があることは理解できるが、他県の機構における状況等も参考にするなどし、受託先での事務量軽減が図れるよう作成書類の簡素化について検討する必要がある。

○ 農地の集積・集約を推進する体制の確立について

団塊の世代が離農すると見込まれる5年後に、一斉に出てくる農地を担い手への集積・集約につなげるため、農地の権利設定・調整作業を担う、地域実情に精通した市町村農業委員会の窓口機能を強化していくことが重要である。

○ 農地を耕す担い手対策として

2020年センサス結果によれば、担い手の減少スピードが以前の予測より早まっている。現実的に、地域の圃場で作業する担い手は数えるほどの状況となっている。手遅れに（離農者耕作地が荒れて農地利用できなく）なる前に、何らかの策を講じることが求められる。

併せて、新規就農者確保対策として、地域農業者へ担い手の減少予測を認識させ、地域の農業者は地域で育てることを信条とし、県下全域で耕作者が継承されていくよう働きかける必要がある。

令和3年6月29日

山形県農地中間管理事業評価委員会

委員長	小	沢	亙
委員	青	柳	智子
委員	太	田	宏明
委員	齋	藤	一志
委員	佐	貝	全健
委員	中	村	真実
委員	原	田	真樹